

ラッピングトラム販売要領

(令和4年1月1日 制定)

1 目的

この要領は、路面電車（ただし、低床車両 A1200形及び1100形を除きます。）のうち、当社が指定する車両の車体全面を利用した「ラッピングトラム」の販売にあたって必要な事項を定めるものです。なお、広告申込み、受付、デザイン審査、入場申請、掲出申込みの取消し等の各手続きについては、一般財団法人札幌市交通事業振興公社路面電車広告受付管理要領によるものとします。

2 掲出位置

掲出位置は、当社が指定する路面電車車両の前後及び両側面とします。

天井部、ガラス面、ミラー部及びアンテナ部など当社が指定する箇所については掲出することができません。

3 掲出期間

掲出期間は12か月間から最大36か月間までとし、掲出開始日は毎月1日、掲出終了日は毎月末日とします。

4 広告料金

広告料金は1車両1か月あたり300,000円（税別）とし、消費税法及び地方税法の規定に基づく消費税率を乗じた額（1円未満切り捨て）を請求いたします。

5 修繕負担金

当社が行う原状回復作業及び点検、故障、修理等に伴う軽微な広告シート修繕作業に係る費用の一部を修繕負担金としてお支払いいただきます。

修繕負担金は1,200,000円（税別）とし、その内訳は以下のとおりです。

（内訳）

(1) 原状回復作業に係る負担金

1,000,000円（税別）

(2) 点検、故障、修理等に伴う軽微な広告シート修繕作業に係る負担金

200,000円（税別）

上記(1)及び(2)の額に消費税法及び地方税法の規定に基づく消費税率を乗じた額（1円未満切り捨て）を請求いたします。

契約締結後直ちに発行する請求書により、当社が指定する期間内にお支払いください。

6 広告取扱手数料

当社が指定する各広告代理店（以下「代理店」といいます。）には広告取扱手数料をお支払いいたします。広告取扱手数料は、広告料金に一般財団法人札幌市交通事業振興公社路面電車広告物事務取扱要領に定められた広告取扱手数料率を乗じて得た金額とします。

7 広告物の規格等

(1) 広告物のサイズ

広告物のサイズは使用する車両により異なりますので、必ず事前に調査及び採寸を行ってください。

(2) 素材

使用する広告シートは、鉄道車両用材料燃焼試験で「不燃性」の判定を受けた素材とし、商品名及び実施した燃焼試験の成績書の写し並びに

「再剥離性」の記載のある仕様書の写しを当公社に提出し承認を得ることに加えて、車両の洗浄を洗車機で行うため、はがれにくく耐久性の強いものを使用してください。また、掲出作業において下地剤の使用は、広告シートのはがれやすい窓枠など最小限にとどめてください。

8 広告掲出申込み方法等

(1) 掲出申込み受付方法

ラッピングトラムの掲出申込みの受付は、エントリーにより行い、エントリー締切時に申込みのない広告枠について、その後一定の期間を定め、先着順で受付を開始します。

(2) 掲出申込み受付の実施について

掲出申込み受付は、当公社から代理店あてに、次の事項を文書で通知することにより実施いたします。

- ア エントリー受付開始日及び締切日
- イ 先着順にて掲出申込みを受付する期間
- ウ 運行開始予定日
- エ その他特記事項

(3) エントリーによる受付

ラッピングトラムの掲出を希望する代理店は、当公社からの通知にて指定する期日までに、一般財団法人札幌市交通事業振興公社路面電車広告受付管理要領に従ってエントリーの手続きを行ってください。

エントリーは、12か月から36か月の間で掲出期間を入力するものとします。

なお、掲出開始日が同じ月のエントリーが重複した場合は、最も広告料金の高いエントリーを掲出確定とし、広告料金が同額の場合は抽選によりエントリーの確定を行います。

(4) 先着順による受付

当公社からの通知にて指定する期間内に、一般財団法人札幌市交通事業振興公社路面電車広告受付管理要領に従って手続きを行ってください。

(5) 掲出確定後の手続き

掲出が確定した場合、代理店は、一般財団法人札幌市交通事業振興公社路面電車広告受付管理要領に従って手続きを行ってください。

(6) 契約締結

掲出手続きが完了した場合、12か月ごとに別紙「ラッピングトラム契約書」を発行いたしますので、必要事項を記載し代表者印を押印したうえで当公社の定める期日までに当公社に返送してください。

(7) 申込の更新

ラッピングトラムは申込みの更新を行うことができます。

申込みの更新を行う場合、一般財団法人札幌市交通事業振興公社路面電車広告受付管理要領の定めに従い手続きを行ってください。申込みの更新を行う場合であっても、掲出開始当初からの最大掲出期間は36か月間までとします。申込み更新の手続きが完了した後に、更新期間に応じ別紙「ラッピングトラム契約書」を発行いたしますので、必要事項を記載し代表者印を押印したうえで当公社の定める期日までに当公社に返送してください。

9 デザイン

(1) デザイン審査の期限

当公社掲出審査基準に定める事項に従って、一般財団法人札幌市交通事業振興公社路面電車広告受付管理要領に定める期限までに、車両の前後及び側面の平面図のデザインを提出し、当公社の承認を得てください。

(2) 札幌市建設局への事前協議

ラッピングトラムの新規掲出及びデザイン変更にあたっては、札幌市

建設局に事前協議を行い、指導・助言を受ける必要があります。事前協議にあたっては、当公社の承認を得たデザインとともに、車体全面広告事前協議書に、掲出する広告物の内容（表示する事業、商品名、製作意図等）及び広告物の色彩、意匠について景観に配慮した点を記入して提出する必要があるため、一般財団法人札幌市交通事業振興公社路面電車広告受付管理要領に定めるデザインの提出期限と同日までに提出してください。なお、札幌市建設局からの通知内容によっては、デザインの再検討をお願いする場合があります。

(3) デザイン変更

掲出期間中にデザインの全部または一部の変更を希望する場合は、デザイン変更を希望する日の属する月の4か月前の最終営業日までに、一般財団法人札幌市交通事業振興公社路面電車広告受付管理要領に従って手続きを行ってください。

なお、デザイン審査の期限及び札幌市建設局への事前協議については、9-(1)及び(2)のとおりとします。

ただし、デザインの一部の変更については、札幌市建設局への車体全面広告事前協議書提出後に開催される事前協議を行わない場合があります。この場合においては、デザイン変更を希望する日の調整が可能となります。

(4) デザインデータの提出

ア 提出方法

CD-R又はDVD-Rにて、確定したデザインの完全データを当公社に提出してください。

イ 使用目的

提出されたデザインデータは、次に定める事柄にのみ使用することとし、それ以外の用途では使用いたしません。

(ア) 当公社による車両点検の際、広告シートの剥離を伴う箇所の作

業を行う場合において、復元のために当社が広告シートを印刷する必要があるとき

(イ) 路面電車車両に故障等が発生した際、修理のために広告シートの剥離を伴い、復元のために当社が広告シートを印刷する必要があるとき

(ウ) その他やむを得ず当社において広告シートの剥離を行い、復元のために当社が広告シートを印刷する必要があるとき

ウ 返却

掲出期間が終了したデザインデータは当社が廃棄します。デザインデータの返却を希望する場合は、デザインデータ提出時に当社までお申し出ください。

10 掲出作業等

(1) 掲出作業

掲出作業は、代理店の費用負担により実施してください。

作業日時は、原則、掲出開始日を挟む前後1週間程度のうち、当社が指定する2日間又は3日間の9時00分から17時00分までの間となります。

(2) 掲出終了後の原状回復作業

掲出終了後の原状回復作業は、原則、掲出終了日翌日以降に当社が実施いたします。

(3) デザイン変更に伴う作業

デザイン変更に伴う作業は、広告シートの剥離、印刷及び広告シートの掲出とともに代理店の費用負担により実施してください。

作業日時は、原則、デザイン変更希望日を挟む前後1週間程度のうち、当社が指定する期間の9時00分から17時00分までの間となりますが、路面電車車両の状況により、代理店が広告シートを剥離した後に当社

により車両の修繕作業を行う場合があります。

(4) 点検、故障、修理等に伴う軽微な広告シート修繕作業

点検、故障、修理等に伴う軽微な広告シート修繕作業は、当社が実施いたします。

(5) 交通事故等に伴う広告シート修繕作業

交通事故等により広告シートの修繕を要する場合、当社より代理店に広告シートの修繕を依頼いたします。

代理店は、広告シートの修繕範囲を確認し、当社に広告シートの修繕に係る見積書を提出したのちに、当社の指定する作業日時で作業を実施してください。この場合における費用は、当社又は事故関係者が加入する保険等により負担いたします。

代理店は当社の求めに応じ、請求書等の必要書類を速やかに提出してください。

また、代理店は、保険会社等から作業における費用が入金されたのを確認後、様式「入金確認報告書」に必要事項を記載の上、当社まで提出してください。

(6) その他当社が特に依頼する作業

点検、故障、修理、交通事故等を原因としない広告シートの剥がれ等が確認され、当社による広告シートの修繕が困難な場合には、当社の依頼に基づき、代理店の費用負担により広告シートの修繕作業を実施してください。

11 その他留意事項

(1) 車体全面広告ガイドライン

ラッピングトラムに掲出するデザインは、札幌市建設局が定める「車体全面広告ガイドライン」を事前に確認したうえで作成してください。

(2) 入口上部QRコードの取扱い

路面電車入口上部2箇所にはQRコードが貼付されています。

ラッピングトラムのデザインは、当該QRコードの貼付位置を考慮したうえで作成してください。

また、掲出作業の際には、該当箇所の広告シートをくり抜くなど、QRコードを必ず表示させてください。

(3) 業務用表示物の取扱い

ラッピングトラムのデザインは、路面電車車体に貼付されている業務用表示物を全て組み込んだうえで作成してください。

また、掲出作業の際には、該当箇所の広告シートをくり抜くなど、業務用表示物を必ず表示させてください。

やむを得ず広告シートにより業務用表示物が隠れてしまう場合については、必ず同じ内容の業務用表示物を代理店の費用負担により作成し、当公社の承認を受けたうえで路面電車車体に貼付してください。

(4) 冬ダイヤ期間中の広告の掲出、デザイン変更に伴う作業等

11月中旬から翌年4月上旬の冬ダイヤ期間中は、車両運用の都合により、原則、作業を行うことはできません。

(5) 当公社都合により作業ができない日

当公社の路面電車事業運営上の都合により、広告の掲出、デザイン変更に伴う作業を行うことができない場合があります。

(6) 暖房器具

当公社所有のジェットヒーター等の暖房器具を借用する際は、代理店の費用負担により、使用する燃料を持ち込んでください。

12 広告の申し込みを規制する業種

掲出審査基準において広告掲出を規制する業種のほか、次に掲げる業種及び事業者からの掲出申込みは受け付けておりません。

- (1) 貸金業法の適用を受ける事業者
- (2) 宗教団体及びその関連事業者
- (3) 政治団体及びその関連事業者
- (4) パチンコ店及びパチンコ台メーカー並びにパチンコ関連事業者
- (5) その他当公社が不相当と認める業種及び事業者

13 車両運用ができない期間の取扱い

広告を掲出した車両が、事故、故障、定期検査等の理由により車両運用ができなかった場合、次に定めるとおり取り扱うこととします。なお、車両運用ができない期間が複数の月にまたがる場合は、それぞれの月の初日から末日ごとに次に定める取扱いを算定するものとします。

- (1) 1か月の初日から末日までにおける日数の2分の1（端数切捨て）以上運用できない場合、1か月分の広告料金を半額とします。
- (2) 1か月の初日から末日まで1日も運用できない場合は、1か月分の広告料金を請求しません。

14 掲出申込みの取消し及び途中解約

ラッピングトラムの掲出申込みの取消し及び途中解約については、一般財団法人札幌市交通事業振興公社路面電車広告受付管理要領の定めによらず、次のとおり取り扱います。

(1) 掲出確定後の掲出申込みの取消し

掲出確定後に掲出申込みを取り消す場合、代理店は、直ちに管理システムで掲出申込みの取消しの入力を行ってください。また、掲出開始日の2営業日前までに、広告物掲出中止申込書を提出してください。この場合、キャンセル料として、広告料金の12か月分に5割を乗じて得た額を、当公社が指定する期間内に一括でお支払いいただきます。

また、申込の更新時において、掲出期間が12か月未満の場合、キャン

セル料として、掲出期間分の広告料金に5割を乗じて得た額を、当社が指定する期間内に一括でお支払いいただきます。なお、いずれの場合も、これに係る代理店の広告取扱手数料は支払いません。

(2) 契約締結後の掲出申込みの取消し

契約締結後に掲出申込みを取り消す場合、代理店は、掲出開始日の2営業日前までに管理システムで掲出申込みの取消しの入力を行ってください。また、掲出開始日の2営業日前までに、広告物掲出中止申込書を提出してください。この場合、キャンセル料として、契約書に記載する広告料金に5割を乗じて得た額を、当社が指定する期間内に一括でお支払いいただきます。また、これに係る代理店の広告取扱手数料は支払いません。

(3) 途中解約

広告主又は代理店の何らかの事情により、掲出期間内に広告掲出を終了する場合は、次のとおりとします。なお、いずれの場合も広告料金に係る代理店の広告取扱手数料は全額お支払いいたします。

ア 既に支払った広告料金がある場合

契約書に記載する広告料金から既に支払った分を除いた広告料金を、当社が指定する期間内に一括でお支払いいただきます。

イ 広告料金を支払っていない場合

契約書に記載する広告料金全額を、当社が指定する期間内に一括でお支払いいただきます。

(4) 各手続きが、期限までに行われなかった場合の取扱い

掲出確定後に、次に掲げるアからエのいずれかに該当した場合、代理店は上記(1)に定める掲出申込みの取消しの手続きを行ってください。上記(1)の手続きを行わなかった場合は、途中解約の取扱いとします。

ア 広告物掲出申込書が期限までに提出されなかった場合

イ 広告物のデザインが期限までに提出されなかった場合

ウ 広告物のデザインが期限までに承認されなかった場合

エ 札幌市建設局への車体全面広告事前協議書提出後に開催される事前協議後、屋外広告物許可申請期限までに広告物のデザインが提出されなかった場合

15 その他

(1) 掲出期間中における車両の運用について

掲出期間中でも、車両運用の都合により運行しない日が設定される場合があります。

(2) 運行回数保証

掲出期間中の運行回数は保証いたしません。

(3) 本要領に定めのない事項について

本要領に定めのない事項については当公社と協議するものとします。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。